

# 社会福祉施設等の入浴設備におけるレジオネラ症発生防止対策要領

大阪府福 祉 部  
健康医療部

## (目的)

第1条 レジオネラ症は設備の適切な管理により予防できるものであることから、社会福祉施設等の利用者の健康を守るために、関係機関が連携して、レジオネラ属菌の発生原因である入浴設備の衛生管理に対して、実効性ある指導を行う。

## (実施機関)

第2条 前条の関係機関は別紙1のとおりとする。

## (対象施設)

第3条 この要領において社会福祉施設等とは、第2条における関係機関が、法令に基づいて所管する施設(別紙2のとおり)のうち多数の者が入浴する設備を有するものとする。

## (助言・指導)

第4条 社会福祉施設等の設置者及び管理者(以下設置者等)に対する助言・指導の内容は、別紙3の指針によるものとする。

- 2 関係機関は相互に連携して、設置者等に対し必要な事項の報告を求めるとともに、必要に応じて助言・実地指導を行う。
- 3 設置者等に対する指導については、当該設置者等の取り組みに対する、保健所の評価・意見具申に基づき、施設等担当課が速やかに対応することにより、当該設置者等においてしかるべき措置を講じさせることとする。

## (連絡協議会の設置)

第5条 本要領を円滑に運用するため、関係機関は、連絡協議会を設置し、必要に応じて意見交換・協議を行うものとする。

- 2 関係機関の連絡協議会の庶務は、環境衛生課が行う。

## 附則

この要領は、平成20年3月10日から施行する。

## 附則

この要領は、平成20年4月15日から施行する。

## 附則

この要領は、平成21年7月22日から施行する。

## 附則

この要領は、平成22年10月20日から施行する。

## 附則

この要領は、平成29年12月7日から施行する。

## 関係機関

福祉部	福祉総務課
	地域福祉推進室社会援護課
	地域福祉推進室指導監査課（医療保護施設に限る）
	障がい福祉室地域生活支援課
	障がい福祉室生活基盤推進課
	高齢介護室介護事業者課
	子ども室子育て支援課
	子ども室家庭支援課
健康医療部	健康医療総務課
	保健医療室保健医療企画課
	保健医療室医療対策課
	環境衛生課
	府保健所

## 関係機関が所管する施設

## (1) 社会福祉施設等

- ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する放課後児童健全育成事業を行う事業所並びに同法に規定する助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所及び児童家庭支援センター
- イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者福祉センター
- ウ 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設
- エ 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人相談所及び婦人保護施設
- オ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び有料老人ホーム
- カ 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する母子福祉センター及び母子休養ホーム
- キ 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する通所介護事業、通所リハビリテーション事業、短期入所生活介護事業、短期入所療養介護事業、又は特定施設入所者生活介護事業を行う事業所並びに同法に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設
- ク 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助又は福祉ホームを行う事業所
- ケ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業

## (2) 医療施設

- 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院及び診療所

## (3) その他

- 地域保健法（昭和22年法律第101号）に規定する市町村保健センター
- 母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する母子健康センター

## 1 用語の定義

- (1) 入浴設備：浴槽を有する施設で、施設の利用者を入浴させるために設置されるものをいう。
- (2) 循環式浴槽：ろ過器を使用して浴槽水として利用された湯水を循環させる設備により湯水が注入される浴槽をいう。
- (3) 浴槽水：浴槽内の湯水をいう。
- (4) 原湯：浴槽水として利用された湯水以外のもので、浴槽に直接注入される温水をいう。
- (5) 原水：原湯の原料に用いる水及び浴槽水として利用された湯水以外のもので、浴槽水の温度を調整する目的で浴槽に直接注入される水をいう。
- (6) 上り用湯：洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。
- (7) 上り用水：洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。
- (8) 貯湯槽：原湯を貯留する槽をいう。
- (9) 循環配管：湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管をいう。
- (10) 循環水：循環配管により循環している湯水をいう。
- (11) 回収槽：浴槽から排出された水を再利用するための槽をいう。
- (12) 気泡発生装置等：気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備をいう。

## 2 構造設備

- (1) 循環式浴槽を設置する場合には、以下の措置をとること。
  - ア 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器に入る直前に設置し、ろ過器内の生物膜の生成を抑制すること。
  - イ 浴槽水の誤飲の防止又はエアロゾルの発生の抑制を図るため、当該水を浴槽の底部に近い部分から供給すること。
  - ウ ろ過器は、1時間当たりの湯水の処理能力が当該ろ過器と循環配管により接続している浴槽の容量以上のものであり、そのろ過器のろ材は、十分な洗浄等が行えるものであること。また、ろ過器の前に集毛器が備えられている構造であること。
- (2) 貯湯槽を設置する場合は、湯温が60℃に満たない場合には、これを60℃以上に保つ能力を有する加温装置を設置するなど、槽内でレジオネラ属菌が繁殖しないようにすること。
- (3) 回収槽を設置する場合は、入浴によって生じた汚れを多く含んだ水を貯留しているため、壁面等に生物膜が定着しやすく、レジオネラ属菌が繁殖しやすい状況にあることから、回収槽の水を浴用に供することはしないこと。
- (4) 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合には、空気取入口から土ぼこりが入らないような構造とすること。
- (5) 浴槽に補給する湯水の注入口は、浴槽水が循環する配管に接続しないこと。
- (6) 打たせ湯及びシャワーには、循環水を用いないこと。

(7) その他次に掲げる措置を講ずること。

ア 原湯又は原水は、ろ過器及び循環配管に注入せず、浴槽水面の上部から浴槽に落とし込む構造であること。

イ 気泡発生装置等を設置する浴槽は、毎日完全に換水すること。

### 3 講ずべき措置

設置者等は、以下の入浴設備の衛生管理について必要な措置を講ずること。

ただし、利用者ごとに浴槽を完全に換水し、その都度清掃する場合にあっては、第2号から第4号まで及び第8号に掲げる基準は、適用しない。

(1) 貯湯槽を設置している場合以下の措置をとること。

ア 貯湯槽の温度を、通常の使用状態において、湯水の補給口、底部等に至るまで摂氏60℃以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55℃以上に保つこと。

それにより難しい場合は、貯湯槽内の湯水の消毒又は定期的に生物膜の除去を行うための清掃および消毒を行うこと。

イ 定期的に貯湯槽と浴槽を結ぶ配管の生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。

(2) 浴槽は、原湯・原水又は十分にろ過した湯水により常にあふれさせ、浴槽水を清浄に保つこと。

(3) 浴槽は、毎日完全に換水し、清掃することが望ましいが、これによりがたい場合であっても1週間に1回以上完全に換水し、清掃すること。

(4) 浴槽水は、塩素系薬剤を使用して消毒を行い、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、通常1リットル中0.4ミリグラム以上を保ち、かつ、最大1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努めるとともに、当該測定結果は、測定の日から3年間保管すること。

(5) 消毒装置を設置している場合は、消毒装置の維持管理を適切に行うこと。

(6) 浴槽水は1年に1回以上次表左欄の項目の水質検査を実施し、右欄の基準に適合していることを確認すること。

濁度	5度以下であること
有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	2.5 mg/L 以下であること
大腸菌群	1 ml 中 1 個以下であること
レジオネラ属菌	検出されないこと (10 CFU / 100 ml 未満)

(7) 前号の規定による水質検査を実施した場合は、結果についてすみやかに社会福祉施設等担当課に報告するとともに、施設所在地を管轄する保健所（以下「保健所」という）にも報告すること。

水質検査結果が基準に適合していないことが判明したときは、入浴施設の使用を中止するなど利用者の安全の確保に努めるとともに、直ちにその旨を保健所に報告し、指導を受けること。

(8) 入浴者に対して、浴槽水の清潔保持のため、浴槽内に入る前には身体を洗うなどの

指導を行うこと。

(9) 循環式浴槽には、次に掲げる措置を講ずること。

ア 集毛器は、毎日清掃すること。

イ ろ過器は、1週間に1回以上、十分に洗浄等を行い、汚れを除去すること。

ウ ろ過器及び循環配管は、定期的に清掃し、適切な消毒方法で生物膜を除去すること。

エ 打たせ湯又はシャワーは、原湯又は原水のみを使用すること。

オ 循環水の誤飲を防ぐための措置をとること。

(10) 設置者等は、第1号から前号までに掲げる内容に基づき、適正な衛生管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成するとともに、維持管理を行うものに周知徹底すること。

また、日常の衛生管理に係る責任者を定めること。

品名	数量
ろ過器用洗剤 <td>10kg</td>	10kg
消毒剤 <td>10kg</td>	10kg
清掃用具 <td>10kg</td>	10kg
その他 <td>10kg</td>	10kg

(1) 設置者等は、循環式浴槽の衛生管理に必要となる設備を、次のとおり整備すること。

ア 循環式浴槽の衛生管理に必要となる設備を、次のとおり整備すること。

イ 循環式浴槽の衛生管理に必要となる設備を、次のとおり整備すること。

ウ 循環式浴槽の衛生管理に必要となる設備を、次のとおり整備すること。

エ 循環式浴槽の衛生管理に必要となる設備を、次のとおり整備すること。

オ 循環式浴槽の衛生管理に必要となる設備を、次のとおり整備すること。

(2) 設置者等は、循環式浴槽の衛生管理に必要となる設備を、次のとおり整備すること。